**与一くん着ぐるみ貸し出し規定**

**大田原市観光協会**

1. 本会の与一くん着ぐるみは、大田原市の団体および事業所が、主として大田原市のＰＲを目的に使用する場合必要に応じて貸し出しする。
2. 使用に際しては、破損又は紛失しないよう取扱責任者の責任において使用すること。ただし、**雨天時の屋外での使用及び酒席での使用を禁ずる。**
3. 貸し出し期間は、原則として１日とし、１日以上の借用を希望する場合は事務局の判断による。
4. 貸し出しに際しては、次表に掲げる貸出料を徴収する。

貸出料（１日あたり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一般利用者 | １２，０００円 |  |
| 会員利用者 | １０，０００円 |  |
| 公共の団体 | 　１，０００円 |  |
| 学校関係者 | 　１，０００円 | 保護者行事含む |

　　　なお、個人への貸し出しは行わない。

1. 貸し出しを希望する者は、与一くん着ぐるみ借用申込書に必要事項を記入し観光協会事務局に提出する。
2. 使用に関しては、本規定を遵守すること。
3. 返却の際に破損又は紛失のあった場合、本会が自然消耗又は不可抗力と認めたもの以外は、借用者が補修又は同等のもので弁済する、あるいは必要な実費を持って弁償する。

なお、不具合のある状態で連絡なしに返却した場合は、弁償金を支払うものとし以後の貸し出しを禁ずる。

1. 与一くん着ぐるみの受け渡しは、原則として観光協会で行う。

ただし、配送による受け取りを希望する場合は、別途協議する。

1. 貸出日については、原則として使用日の前日。

１０．返却日については、原則として使用日の翌日の午前中とする。

１１．同日に多数の申し込みがあった場合には、先着順とする。

１２．着ぐるみの貸し出しに関しこの規定にない事項についての取り扱いは、観光協会事務

　　　局の判断による。

１３．活動報告として着ぐるみ使用時の写真を提出する。提出にあたっては、画像データま

たは紙媒体とする。

　　附則

本規定は、平成12年10月1日より実施する。

　　附則

本規定は、平成28年 4月1日より実施する。

**与一くん着ぐるみ借用申込書**

令和　　　年　　　月　　　日

大田原市観光協会　会長　様

申請者　　住　所

団体名

代表者　　　　　　　　　　　印

大田原市イメージキャラクター与一くんの着ぐるみ使用について「与一くん着ぐるみ貸し出し規定」に基づき、下記のとおり申込みをします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| イベント名 |  |
| イベント内容 | グリーティング・写真会・握手会・その他（　　　　　　　　） |
| 開催日時 | 令和　　　年　　　月　　　日　　　時　　　分 から令和　　　年　　　月　　　日　　　時　　　分 まで |
| 使用場所 |  |
| 受取希望日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 返却予定日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 取扱責任者 | 氏　名：電　話：e-mail： |
| 送付先住所（配送による受取の場合） |  |
| 一般参加 | ・可　　　　・不可※学校行事等、一般の方が参加できないイベントの場合は不可に○を付けてください |
| 入場料 | ・無　　　　・有　　　　　円　　　※入場料が掛かる場合は金額を記入してください |
| HPでのスケジュール掲載 | ・可　　　　・不可※どちらかに○を付けてください |
| 備　考 |  |

※企画書、イベント内容が分かる資料等を添付してください

（与一くんの出演時間が明確な場合はお知らせください）

観光協会記入欄

・発送日　　　　　　　　・備品貸出　　　　　　　　　・貸出料